

荒尾市障がい福祉計画 (素案)

平成24年度～平成26年度（第3期）

平成24年1月

荒尾市

■「障がい者」の表記について■

一般的に「障害者」の“害”の字には「悪くすること」「わざわい」などの否定的な意味が含まれることから、障がい者に対してより不快感を与えないように下記のように表記しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とする

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“害”の字を使用
例) 法令・制度＝障害者自立支援法、身体障害者手帳、障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第1期（平成18～20年度）計画までは漢字を使用していましたが、第2期計画より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第1期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第2期及び本計画（第3期計画）を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害福祉計画検討委員会」については、第1期計画策定時に発足した組織であり、固有名詞として漢字表記としています。

(市長あいさつ文)

も く じ

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
5. 計画の推進体制	4
第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状	5
1. 統計データからみる障がい者の状況	5
2. アンケート調査からみる障がい者の状況	15
第3章 計画の基本方針	24
1. 国の基本指針等を踏まえた対応	24
2. 平成26年度の数値目標	25
第4章 施策の具体的内容	28
1. 自立支援給付	29
2. 地域生活支援事業	36
第5章 障がい者福祉施策全般に関する取り組みの推進	41
1. 「荒尾市障がい者計画」の概要	42
2. 「荒尾市障がい者計画」に関わる主要課題と取り組み方針	43
参考資料	44
1. 計画策定の経緯	44
2. 荒尾市障害福祉計画検討委員会設置要綱	45
3. 荒尾市障害福祉計画検討委員会委員名簿	46

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、各自治体が障がい者のニーズ等を踏まえながら必要なサービスを確保するために「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

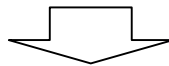
この法規定に基づき、本市では、平成19年3月に「荒尾市障害福祉計画（第1期）」（平成18～20年度）、平成21年3月に「荒尾市障がい福祉計画（第2期）」（平成21～23年度）を策定し、障がい福祉サービスの基盤整備等に取り組んできました。

本計画は、平成23年度をもって計画期間を終える第2期計画を見直し、新たに「荒尾市障がい福祉計画（第3期）」（平成24～26年度）として策定するものです。

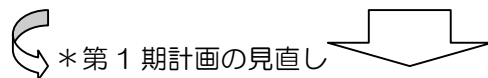
なお、計画の見直しにあたっては、昨今の国の障がい者施策の動向を踏まえ、改正障害者自立支援法等の関連する法制度の内容を的確に反映していきます。

■荒尾市障がい福祉計画（第3期）策定までの主な流れ■

平成18年4月 「障害者自立支援法」施行



平成19年3月 「荒尾市障害福祉計画（第1期）」（平成18～20年度）策定



*第1期計画の見直し

平成21年3月 「荒尾市障がい福祉計画（第2期）」（平成21～23年度）策定



*第2期計画の見直し

<関連する主な法律の状況>

- 改正障害者自立支援法（H22.12 成立）¹
- 障害者虐待防止法（H23.6 成立）²
- 改正障害者基本法（H23.7 成立）³

平成24年3月 「荒尾市障がい福祉計画（第3期）」（平成24～26年度）策定

- 障害者総合福祉法（仮称）
（H25.8 施行予定）

¹ 改正障害者自立支援法：正式名称「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

² 障害者虐待防止法：正式名称「障害者虐待防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律」

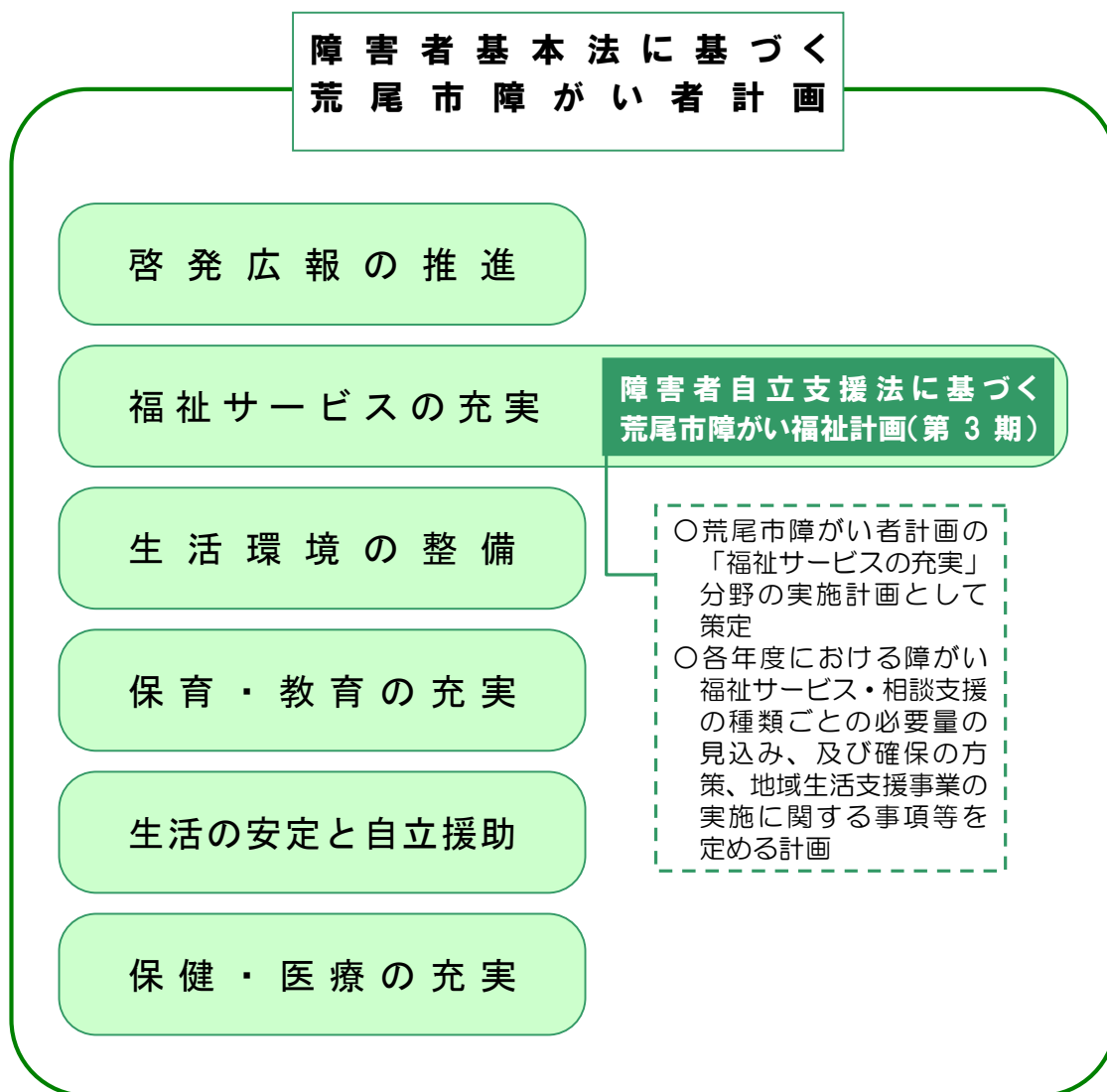
³ 改正障害者基本法：正式名称「障害者基本法の一部を改正する法律」

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条により市町村に義務づけられた「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込量やその確保の方策を定める計画です。

計画策定にあたっては、本市の最上位計画である「第 4 次荒尾市総合計画」（平成 14 年度～平成 23 年度）をはじめ、障がい者に関わるすべての施策の基本的方向性を定めた、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」（平成 21 年度～平成 30 年度）など、関連する諸計画との整合性を図って策定するものです。

「荒尾市障がい者計画」と本計画（荒尾市障がい福祉計画）の関係は下図のとおりであり、本計画は、「荒尾市障がい者計画」の「福祉サービスの充実」分野に関する事項中、障がい福祉サービスに関する 3 年間の実施計画としての位置づけとなります。



3. 計画の期間

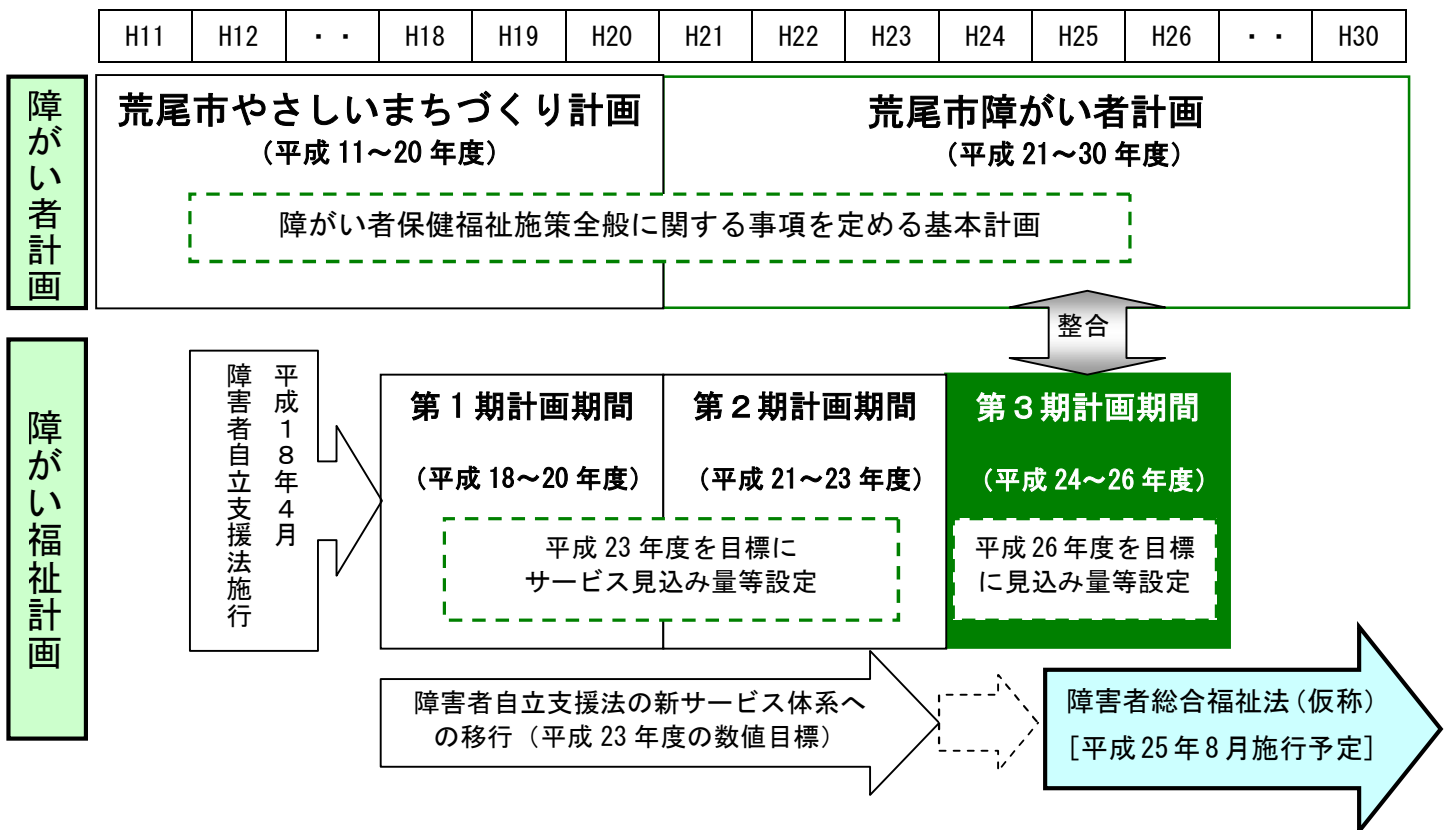
障がい福祉分野における上位計画である「荒尾市障がい者計画」は、平成 21 年度を初年度とし、平成 30 年度を目標年度とした 10 か年計画です。

これに対して本計画は、3 か年を 1 期とする計画であり、第 1 期計画（平成 18 年度～平成 20 年度）・第 2 期計画（平成 21～23 年度）の実績を踏まえ、第 3 期計画として、平成 24 年度から平成 26 年度までを計画期間とするものです。

第 1・2 期計画では、国の方針に則り、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行が完了する平成 23 年度を最終的な目標年度として各種数値目標を設定し、事業の推進を図ってきました。

第 3 期計画については、第 1・2 期計画の基本的な目標である、障がい者の地域生活移行や就労支援等の基本方針は継承しつつ、平成 26 年度を目標年度として各種数値目標を設定する計画となります。

ただし、国は障害者自立支援法に替わる新たな法律である「障害者総合福祉法（仮称）」について、平成 25 年 8 月までの施行を目指しており、この法律の施行時点で国の指示等により本計画を見直す可能性があります。

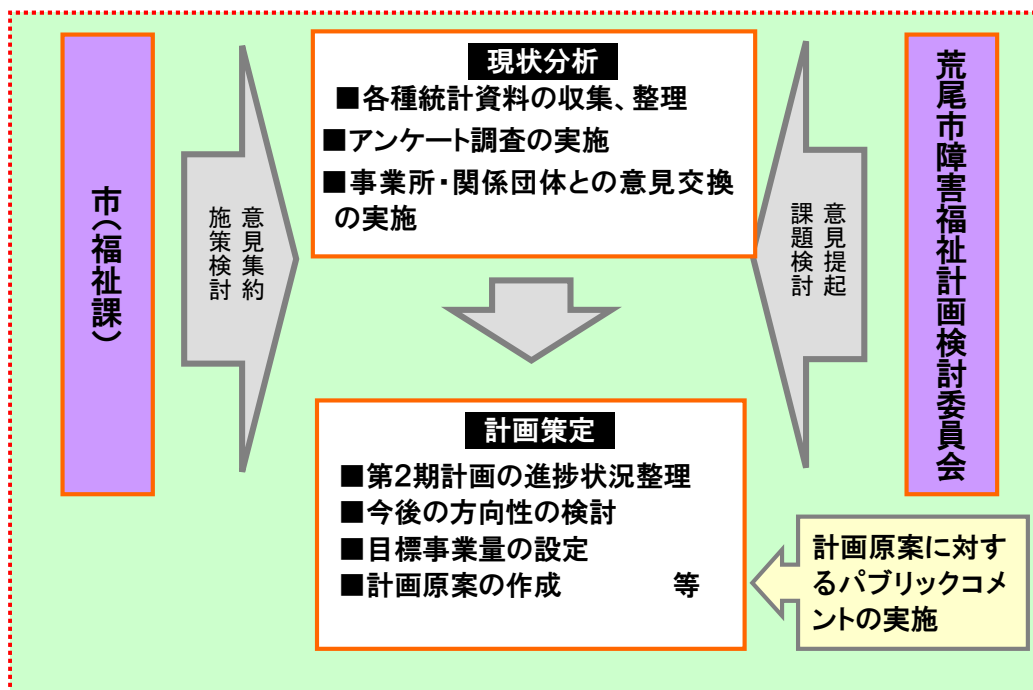


4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健医療関係者等の参加を得て、「荒尾市障害福祉計画検討委員会」を設置し、検討しました。

また、障がい者に対するアンケート調査や、障がい福祉サービス事業所及び関係団体との意見交換会を実施し、障がい福祉サービスをはじめとした、障がい者関連施策に関わる現状・課題や関係者からの意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画原案に対するパブリックコメントを実施する予定です。



5. 計画の推進体制

本計画は、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」と密接な関係をもち、両計画の整合性を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、専門機関との協力はもとより、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体の協力が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者やその家族などのニーズや意見を把握し、施策へ反映させていくよう努めるとともに、当事者と行政が手を携えて各種障がい者施策を推進します。

また、「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた取り組みが進められるなど、国の障がい者施策は大きな転換期を迎えています。

このような国の動向や障がい者を取り巻く社会経済環境の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画の弾力的な運用に努めるとともに、今後も「荒尾市障害福祉計画検討委員会」により、計画の進捗状況の把握及び施策内容を定期的に点検・管理します。

第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1. 統計データからみる障がい者の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口は平成18年の56,847人から平成23年には56,044人と、緩やかに減少を続けています。

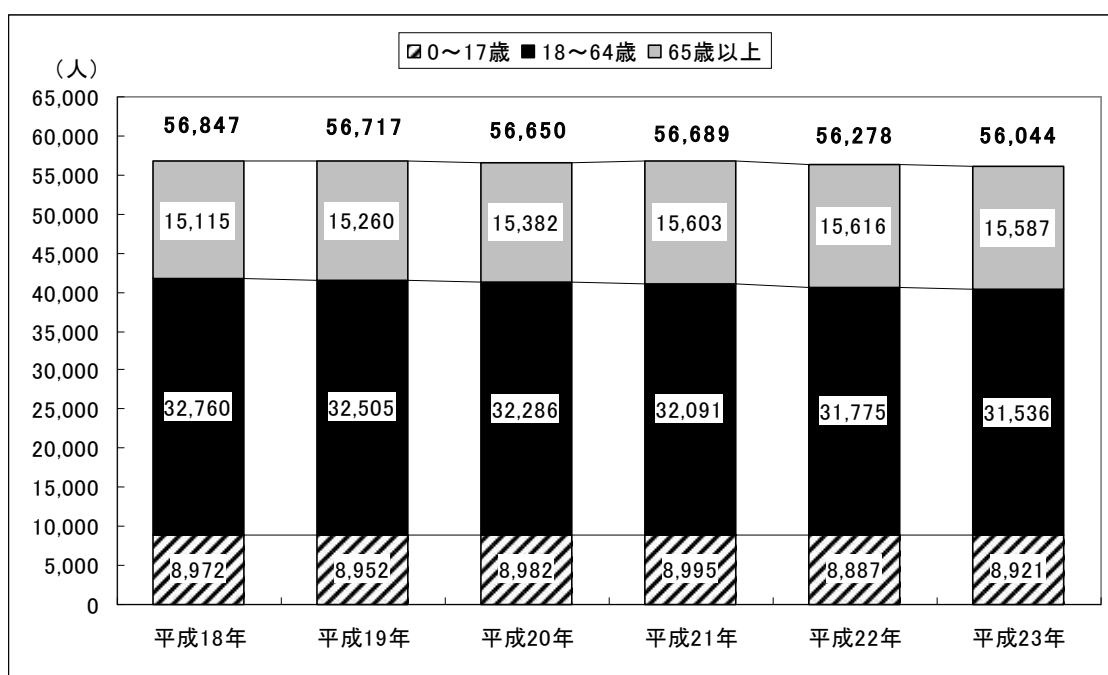
年齢区別の人口構造をみると、0～17歳人口は同程度で推移し、18～64歳人口は減少を続けていますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）も、平成18年の26.6%から平成23年には27.8%へと年々上昇を続け、高齢化の進行が顕著となっています。

【人口構造の推移】

[単位：人]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	56,847 (100.0%)	56,717 (100.0%)	56,650 (100.0%)	56,689 (100.0%)	56,278 (100.0%)	56,044 (100.0%)
0～17歳	8,972 (15.8%)	8,952 (15.8%)	8,982 (15.9%)	8,995 (15.9%)	8,887 (15.8%)	8,921 (15.9%)
18～64歳	32,760 (57.6%)	32,505 (57.3%)	32,286 (57.0%)	32,091 (56.6%)	31,775 (56.5%)	31,536 (56.3%)
65歳以上	15,115 (26.6%)	15,260 (26.9%)	15,382 (27.2%)	15,603 (27.5%)	15,616 (27.7%)	15,587 (27.8%)

[資料]住民基本台帳 各年10月1日現在

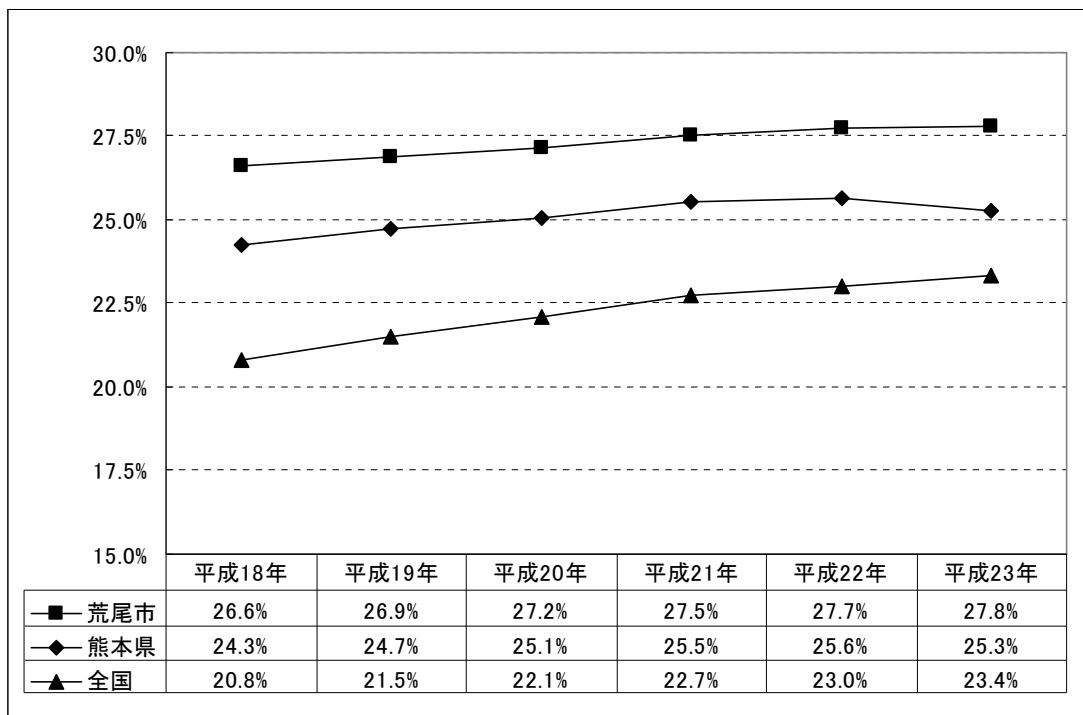


(2) 高齢化の状況

本市の高齢化率の推移を、国・県と比較すると以下のとおりとなります。

本市の高齢化率は国・県より高い水準で推移しており、全国・県内でも特に高齢化が進行している地域であることがわかります。

【荒尾市・熊本県・全国の高齢化率の推移】



[資料] 荒尾市＝住民基本台帳 各年10月1日現在

熊本県・全国＝総務省統計局推計人口 各年10月1日現在、

平成23年：熊本県＝住民基本台帳（4月1日現在）、

全国＝総務省統計局推計人口（10月1日現在 概算値）

(3) 障がい者の状況

1) 障がい者数

本市の障がい者数の状況は、平成23年10月末現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が2,939人、知的障がい者（療育手帳交付者）が449人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が342人となっています。

【障がい者数（手帳所持者数）】

[単位：人]

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障がい者	2,939	34	2,905	5.2%
知的障がい者	449	108	341	0.8%
精神障がい者	342	1	341	0.6%

※総人口比は、総人口に占める各障がい者総数の割合。

[資料]荒尾市資料 平成23年10月末現在

2) 65歳以上の障がい者数

障がい者総数に占める65歳以上の障がい者数の割合は、身体障がい者で特に高く69.8%を占めています。

【65歳以上の障がい者数】

[単位：人]

区分	総数	65歳未満	65歳以上	65歳以上の占める割合
身体障がい者	2,939	889	2,050	69.8%
知的障がい者	449	407	42	9.4%
精神障がい者	342	265	77	22.5%

※65歳以上の占める割合は、各障がい者総数に占める65歳以上の割合。

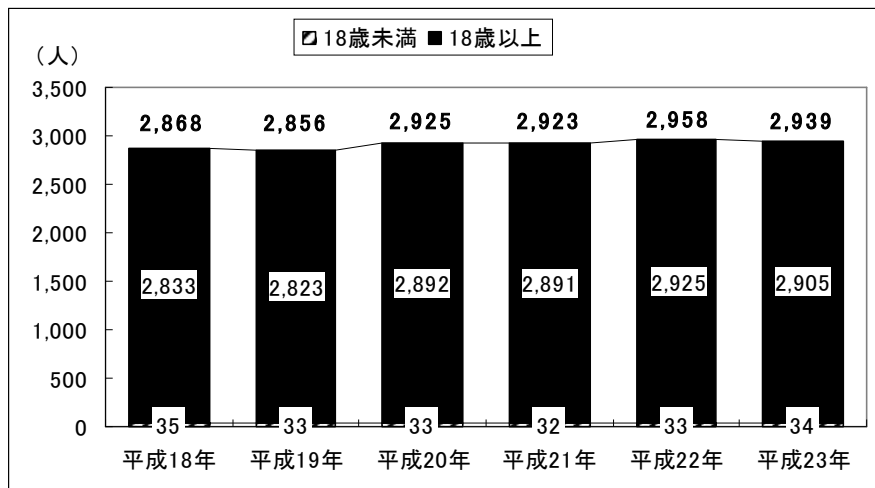
[資料]荒尾市資料 平成23年10月末現在

(4) 身体障がい者の状況

1) 身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳交付者数は平成20年以降、2,900人を超えて推移しています。また、平成23年10月末現在、18歳未満が34人、18歳以上が2,905人で、18歳以上が大多数を占めています。

【身体障害者手帳交付者数】



[資料] 荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在

2) 障がいの種類別 身体障害者手帳交付者数の推移

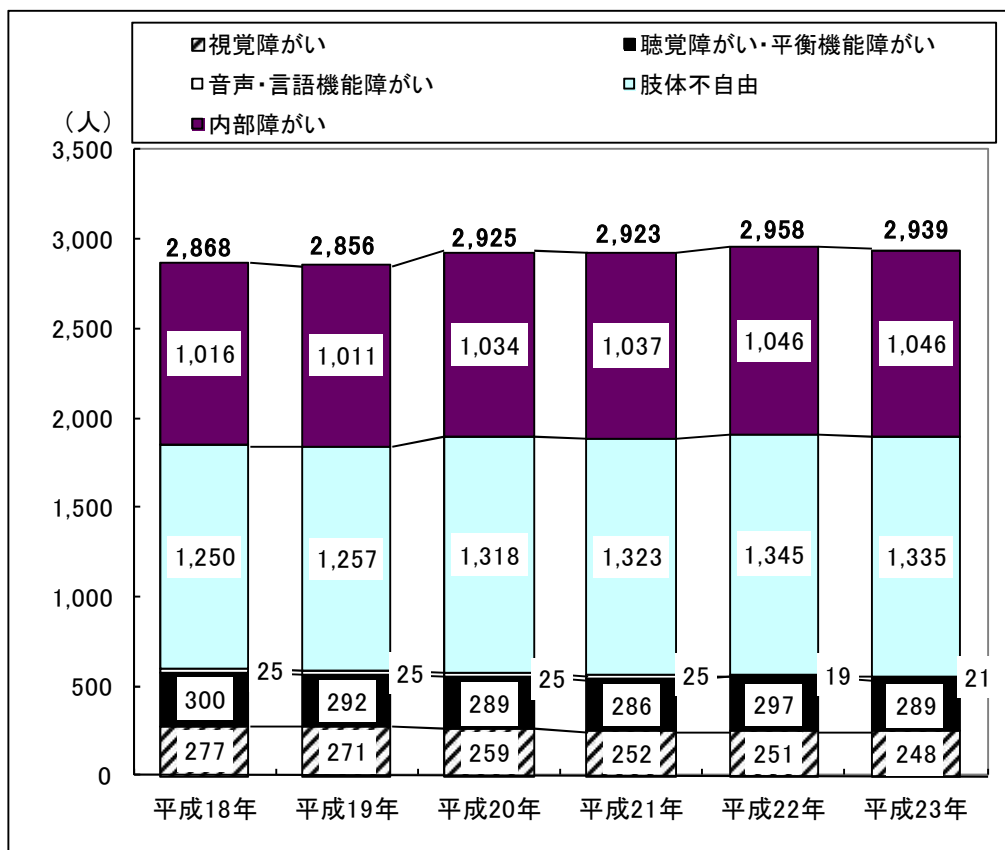
身体障がいの種類別にみると、いずれの年も肢体不自由が全体の半数弱を占めて最も多く、これに内部障がいも4割弱で続いています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）】

[単位：人]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	2,868 (100.0%)	2,856 (100.0%)	2,925 (100.0%)	2,923 (100.0%)	2,958 (100.0%)	2,939 (100.0%)
視覚障がい	277 (9.7%)	271 (9.5%)	259 (8.9%)	252 (8.6%)	251 (8.5%)	248 (8.4%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	300 (10.5%)	292 (10.2%)	289 (9.9%)	286 (9.8%)	297 (10.0%)	289 (9.8%)
音声・言語機能障がい	25 (0.9%)	25 (0.9%)	25 (0.9%)	25 (0.9%)	19 (0.6%)	21 (0.7%)
肢体不自由	1,250 (43.6%)	1,257 (44.0%)	1,318 (45.1%)	1,323 (45.3%)	1,345 (45.5%)	1,335 (45.4%)
内部障がい	1,016 (35.4%)	1,011 (35.4%)	1,034 (35.4%)	1,037 (35.5%)	1,046 (35.4%)	1,046 (35.6%)

[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在



3) 障がいの等級別 身体障害者手帳交付者数の推移

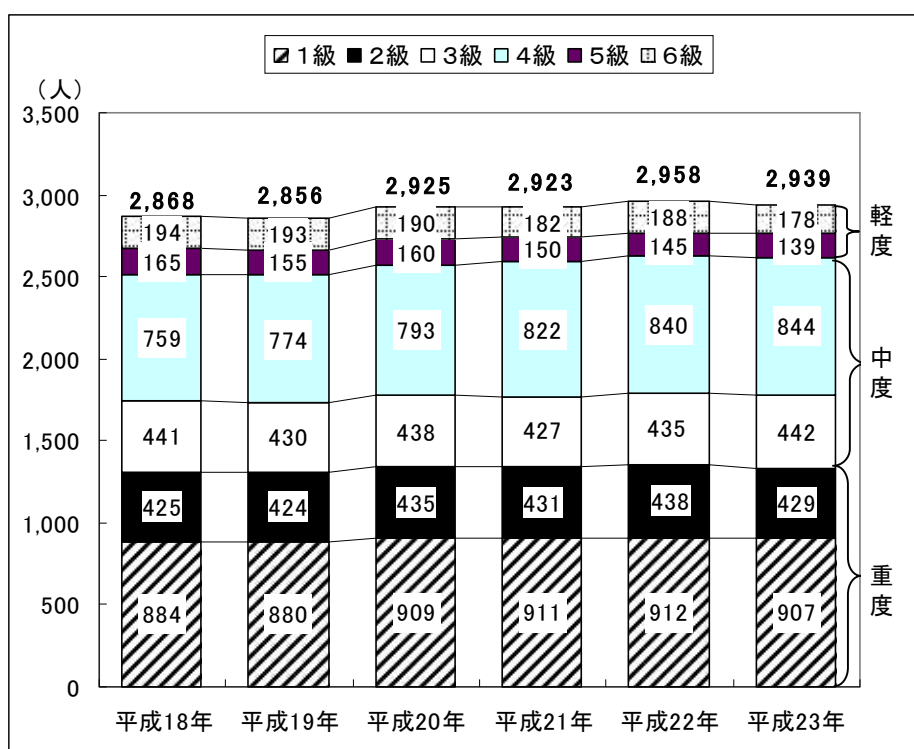
障がいの等級別にみると、いずれの年も1級が全体の3割を占めて最も多く、これに4級が3割弱で続いています。また、重度者（1～2級）と中度者（3～4級）が4～5割を占めて多く、軽度者（5～6級）は1割程度となっています。

【身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの等級別）】

[単位：人]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	2,868 (100.0%)	2,856 (100.0%)	2,925 (100.0%)	2,923 (100.0%)	2,958 (100.0%)	2,939 (100.0%)
1級	884 (30.8%)	880 (30.8%)	909 (31.1%)	911 (31.2%)	912 (30.8%)	907 (30.9%)
2級	425 (14.8%)	424 (14.8%)	435 (14.9%)	431 (14.7%)	438 (14.8%)	429 (14.6%)
3級	441 (15.4%)	430 (15.1%)	438 (15.0%)	427 (14.6%)	435 (14.7%)	442 (15.0%)
4級	759 (26.5%)	774 (27.1%)	793 (27.1%)	822 (28.1%)	840 (28.4%)	844 (28.7%)
5級	165 (5.8%)	155 (5.4%)	160 (5.5%)	150 (5.1%)	145 (4.9%)	139 (4.7%)
6級	194 (6.8%)	193 (6.8%)	190 (6.5%)	182 (6.2%)	188 (6.4%)	178 (6.1%)
(再掲)						
重度 (1～2級)	1,309 (45.6%)	1,304 (45.7%)	1,344 (45.9%)	1,342 (45.9%)	1,350 (45.6%)	1,336 (45.5%)
中度 (3～4級)	1,200 (41.8%)	1,204 (42.2%)	1,231 (42.1%)	1,249 (42.7%)	1,275 (43.1%)	1,286 (43.8%)
軽度 (5～6級)	359 (12.5%)	348 (12.2%)	350 (12.0%)	332 (11.4%)	333 (11.3%)	317 (10.8%)

[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在



4) 障がいの種類・等級別 身体障害者手帳交付者数

先述の通り、身体障害者手帳交付者数を障がいの等級別にみると、全体で1級が最も多く、障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多くなっています。

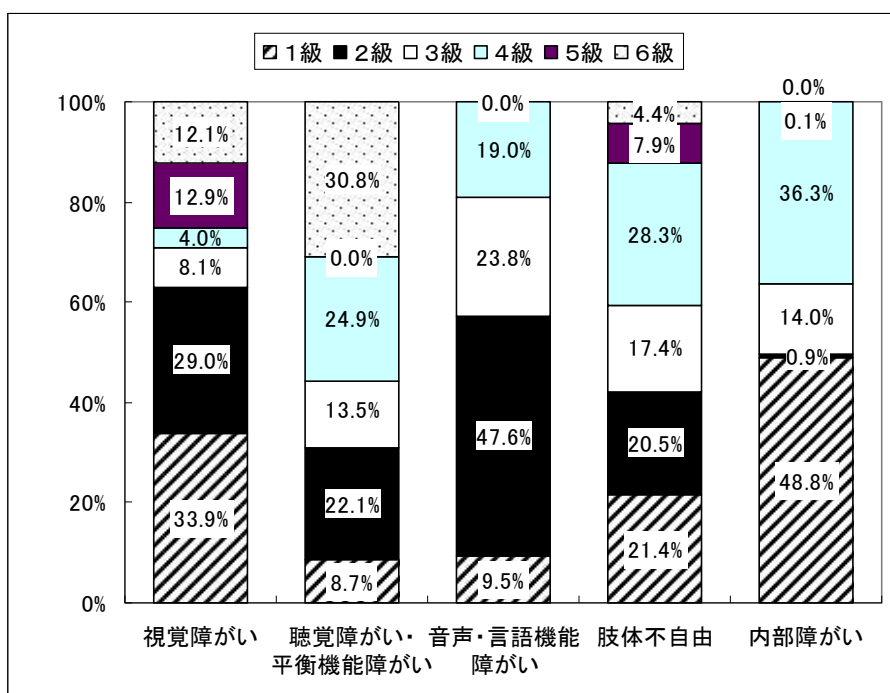
障がいの種類を等級別にみると、視覚障がい、内部障がいは1級、聴覚障がい・平衡機能障がいは6級、音声・言語機能障がいは2級、肢体不自由は4級が最も多くなっているなど、障がいの種類によって等級の分布に違いがみられます。

【身体障害者手帳交付者数（障がいの種類・等級別）】

[単位：人]

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	84 (33.9%)	72 (29.0%)	20 (8.1%)	10 (4.0%)	32 (12.9%)	30 (12.1%)	248 (100.0%)
聴覚障がい・平衡機能障がい	25 (8.7%)	64 (22.1%)	39 (13.5%)	72 (24.9%)	0 (0.0%)	89 (30.8%)	289 (100.0%)
音声・言語機能障がい	2 (9.5%)	10 (47.6%)	5 (23.8%)	4 (19.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
肢体不自由	286 (21.4%)	274 (20.5%)	232 (17.4%)	378 (28.3%)	106 (7.9%)	59 (4.4%)	1,335 (100.0%)
内部障がい	510 (48.8%)	9 (0.9%)	146 (14.0%)	380 (36.3%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1,046 (100.0%)
総数	907 (30.9%)	429 (14.6%)	442 (15.0%)	844 (28.7%)	139 (4.7%)	178 (6.1%)	2,939 (100.0%)

[資料]荒尾市資料 平成23年：10月末現在

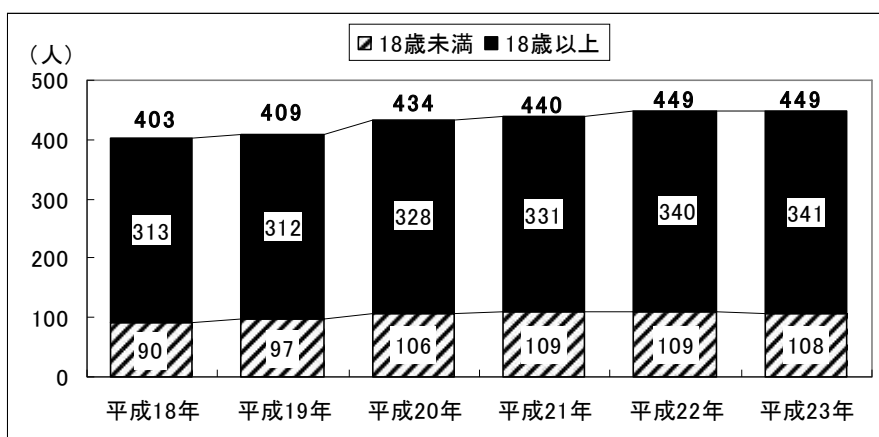


(5) 知的障がい者の状況

1) 療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数（知的障がい者数）は増加傾向にあります。また、知的障がい者のうち 2 割強が 18 歳未満となっています。

【療育手帳交付者数】



[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在

2) 障がいの程度別 療育手帳交付者数の推移

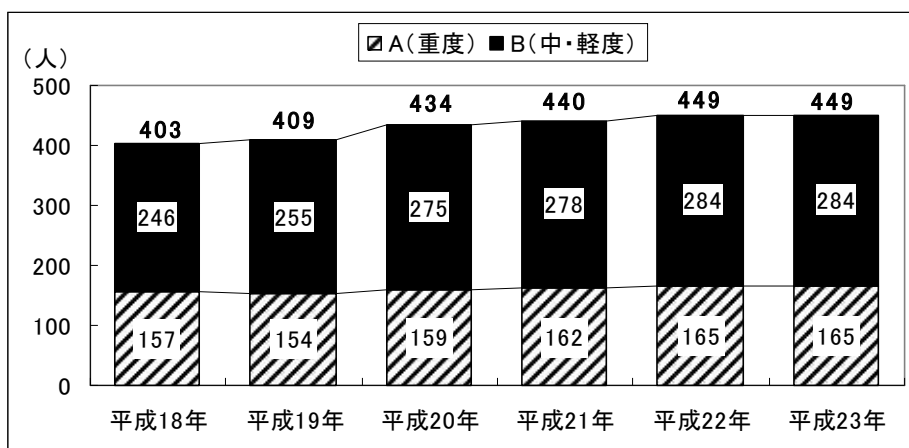
療育手帳交付者数（知的障がい者数）を障がいの程度別にみると、いずれの年も B（中・軽度）が 6 割以上を占めています。

【療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】

[単位：人]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	403 (100.0%)	409 (100.0%)	434 (100.0%)	440 (100.0%)	449 (100.0%)	449 (100.0%)
A (重度)	157 (39.0%)	154 (37.7%)	159 (36.6%)	162 (36.8%)	165 (36.7%)	165 (36.7%)
B (中・軽度)	246 (61.0%)	255 (62.3%)	275 (63.4%)	278 (63.2%)	284 (63.3%)	284 (63.3%)

[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在



(6) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加しており、平成20～22年では300人を超えて推移しています。また、平成23年も10月末現在で342人と既に300人を超えていることから、今後更なる増加が見込まれます。

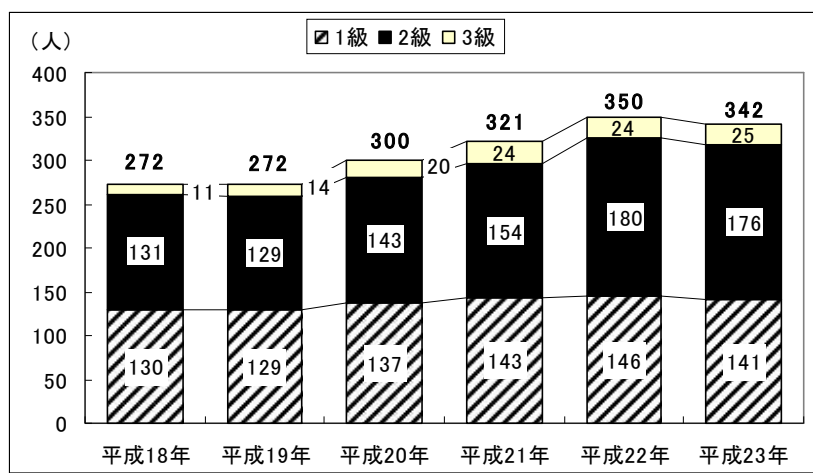
障がいの等級別にみると、2級の占める割合が年々高くなっており、平成23年10月末現在では過半数（51.5%）を占めています。

自立支援医療（精神通院医療）利用者数についても増加傾向にあり、平成22年以降700人を超えています。

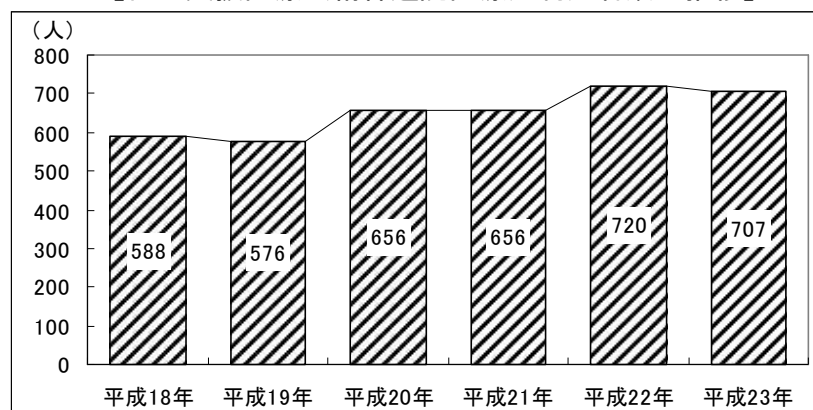
【精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（障がいの程度別）】 [単位：人]

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	272 (100.0%)	272 (100.0%)	300 (100.0%)	321 (100.0%)	350 (100.0%)	342 (100.0%)
1級	130 (47.8%)	129 (47.4%)	137 (45.7%)	143 (44.5%)	146 (41.7%)	141 (41.2%)
2級	131 (48.2%)	129 (47.4%)	143 (47.7%)	154 (48.0%)	180 (51.4%)	176 (51.5%)
3級	11 (4.0%)	14 (5.1%)	20 (6.7%)	24 (7.5%)	24 (6.9%)	25 (7.3%)

[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在



【自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移】



[資料]荒尾市資料 平成18～22年：各年度末現在、平成23年：10月末現在

(7) 就学状況

【障がい児学級の状況】

[単位：人]

	設置校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数
小学校	8	18	40
中学校	3	7	16
合計	11	25	56

[資料]荒尾市資料 平成22年度末現在

【通級指導教室の状況】

[単位：人]

	通級児童数
小学校	33
中学校	12
合計	45

[資料]荒尾市資料 平成22年度末現在

【保育所における障がい児の在籍状況】

[単位：人]

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	616	252	453	1,321
在籍障がい児数	1	3	10	14
加配保母数	1	2	5	8

[資料]荒尾市資料 平成22年度末現在

【特別支援学校在籍状況】

[単位：人]

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
荒尾養護学校	0	15	9	24	48
大津養護学校	0	0	0	0	0
小国養護学校	0	0	1	0	1
熊本ろう学校	0	0	1	0	1
合計	0	15	11	24	50

[資料]荒尾市資料 平成22年度末現在

2. アンケート調査からみる障がい者の状況

(1) 調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、障がい者の日常生活の状況や要望等を把握することを目的としたアンケート調査を実施しました。

【調査設計と回収結果】

	身体障がい者 調査	知的障がい者 調査	精神障がい者調査	
			入院患者以外	入院患者
調査対象	荒尾市内に居住する身体障害者手帳所持者	荒尾市内に居住する療育手帳所持者	荒尾市内に居住する自立支援医療利用者	近隣の精神科病院（2医療機関）に入院中の患者
抽出方法	無作為抽出			調査対象医療機関へ依頼
調査方法	郵送調査（郵送配布・郵送回収）			調査対象医療機関による配布・回収
標本数	1,000 サンプル	350 サンプル	250 サンプル	100 サンプル
有効回収数	544 サンプル	180 サンプル	144 サンプル	87 サンプル
有効回収率	54.4%	51.4%	57.6%	87.0%
調査期間	平成23年8月31日～9月30日（回収予備期間を含む）			平成23年11月1日～11月11日

(2) 調査結果

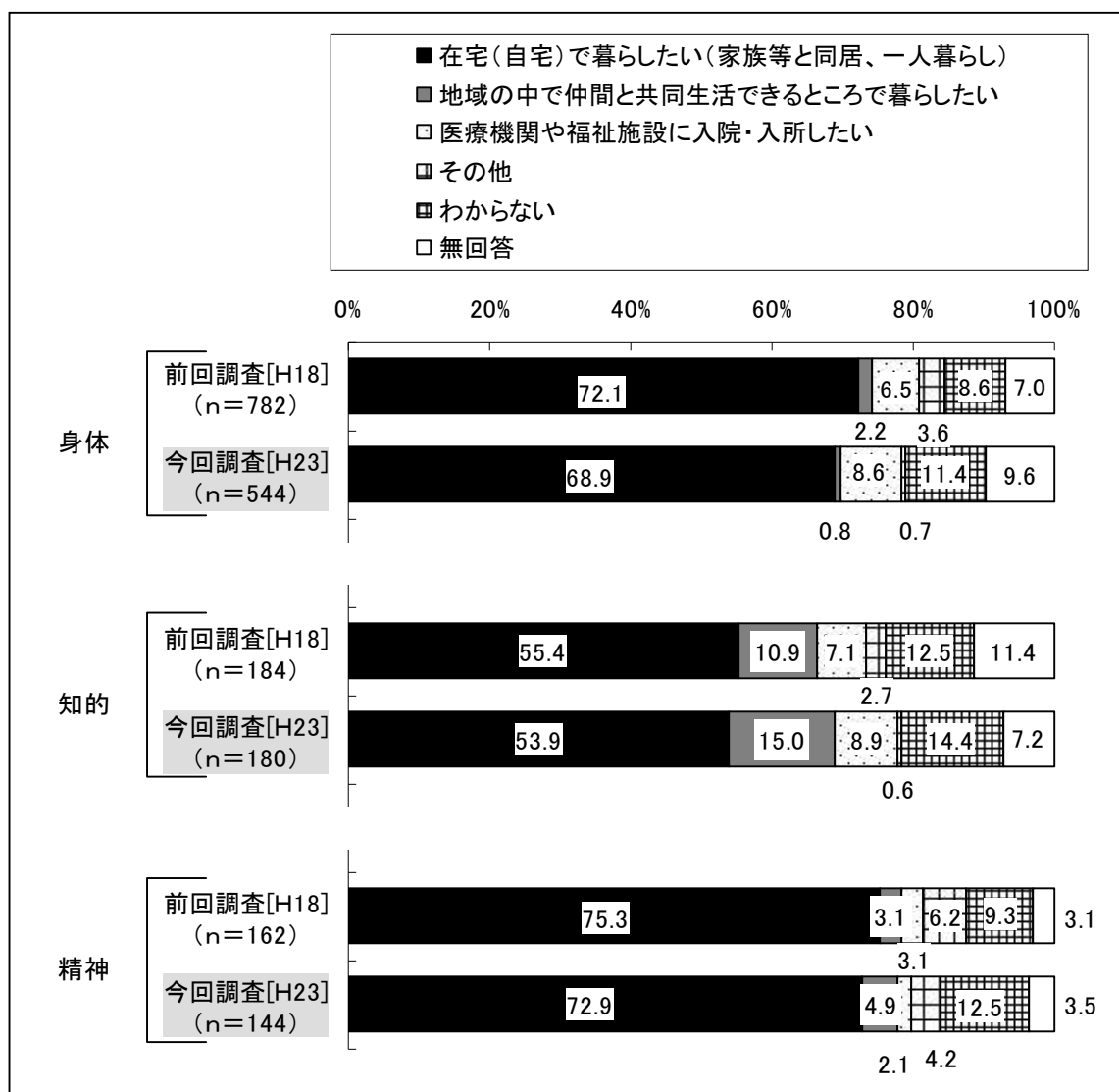
1) 今後の暮らし方について

①今後の暮らし方に対する希望

今後の暮らし方に対する希望は、今回調査の身体・知的・精神障がい者はともに「在宅（自宅）で暮らしたい（家族等と同居、一人暮らし）」（身体：68.9%、知的：53.9%、精神：72.9%）が最も多いものの、その割合は身体・精神障がい者で7割前後を占めているのに対し、知的障がい者は半数程度となっており、代わって「地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」（15.0%）等の割合が身体・精神障がい者に比べて高くなっています。

また、前回調査と比較しても大きな違いはありません。

【今後の暮らし方に対する希望】



※前回調査とは、「第2期荒尾市障がい福祉計画」策定の基礎資料として、平成18年度（平成18年8月下旬～9月中旬）に実施した調査である。（以下、同じ）。

②今後の日中の過ごし方に対する希望

今後の日中の過ごし方に対する希望は、今回調査の身体・精神障がい者では「自宅で過ごしたい」（身体：38.2%、精神：29.9%）が最も多くなっています。知的障がい者では、前回調査は「自宅で過ごしたい」が最も多かったものの、今回調査では「障がい者向け施設に通いたい」（22.2%）が2割を超えて最も多くなっています。

今回調査の知的・精神障がい者では「正規の社員・従業員として働きたい」（知的：14.4%、精神：17.4%）や「パートやアルバイトとして働きたい」（知的：11.1%、精神：17.4%）等の就労希望の割合もそれぞれ1～2割を占めています。また、前回調査と比較すると、精神障がい者の「パートやアルバイトとして働きたい」（17.4%）の割合は前回調査（12.3%）に比べて高く、代わって「正規の社員・従業員として働きたい」（17.4%）の割合が前回調査（21.0%）に比べてやや低くなっています。

【今後の日中の過ごし方に対する希望（上位5項目）】

	身体		知的		精神	
	前回調査(H18) [N=782]	今回調査(H23) [N=544]	前回調査(H18) [N=184]	今回調査(H23) [N=180]	前回調査(H18) [N=162]	今回調査(H23) [N=144]
第1位	自宅で過ごしたい (37.2%)	自宅で過ごしたい (38.2%)	自宅で過ごしたい (15.2%)	障がい者向け施設に通いたい(22.2%)	自宅で過ごしたい (28.4%)	自宅で過ごしたい (29.9%)
第2位	正規の社員・従業員として働きたい (10.7%)	わからない(9.4%)	正規の社員・従業員として働きたい (12.5%)、学校や幼稚園・保育所等に通いたい(12.5%)	正規の社員・従業員として働きたい (14.4%)	正規の社員・従業員として働きたい (21.0%)	正規の社員・従業員として働きたい (17.4%)、パートやアルバイトとして働きたい(17.4%)
第3位	デイサービスや医療機関のデイケア等に通いたい(8.8%)	高齢者向けのデイサービスや医療機関のデイケア等に通いたい(9.0%)	授産施設や小規模作業所に通いたい (12.0%)	自宅で過ごしたい (12.8%)	パートやアルバイトとして働きたい (12.3%)	わからない(9.0%)
第4位	わからない(7.4%)	正規の社員・従業員として働きたい (8.6%)	わからない(9.2%)	学校や幼稚園・保育所等に通いたい (11.7%)	デイサービスや医療機関のデイケア等に通いたい(10.5%)	高齢者向けのデイサービスや医療機関のデイケア等に通いたい(8.3%)
第5位	仲間同士の集まり等に参加したい(7.0%)	仲間同士の集まり等に参加したい (6.3%)	医療機関や福祉施設等に入院・入所したい(7.1%)	パートやアルバイトとして働きたい (11.1%)	わからない(8.0%)	その他(5.6%)

③障がい者の就労に必要な環境整備

障がい者の就労に必要な環境整備は、今回調査の身体・知的障がい者は「周囲が自分を理解してくれること」(身体:23.6%、知的:47.8%)が最も多く、次いで「障がいにあった仕事であること」(身体:23.3%、知的:36.7%)となっています。

今回調査の精神障がい者は「勤務する時間や日数を調整できること」(41.0%)が最も多く、次いで「周囲が自分を理解してくれること」(39.6%)となっています。

【障がい者の就労に必要な環境整備（上位5項目）】

	身体		知的		精神	
	前回調査(H18) [N=782]	今回調査(H23) [N=544]	前回調査(H18) [N=184]	今回調査(H23) [N=180]	前回調査(H18) [N=162]	今回調査(H23) [N=144]
第1位	障がいにあった仕事であること(21.6%)	周囲が自分を理解してくれること(23.6%)	障がいにあった仕事であること(32.1%)、周囲が自分を理解してくれること(32.1%)	周囲が自分を理解してくれること(47.8%)	勤務する時間や日数を調整できること(38.3%)	勤務する時間や日数を調整できること(41.0%)
第2位	特にない(21.0%)	障がいにあった仕事であること(23.3%)	通勤手段があること(19.6%)	障がいにあった仕事であること(36.7%)	周囲が自分を理解してくれること(37.7%)	周囲が自分を理解してくれること(39.6%)
第3位	勤務する時間や日数を調整できること(17.4%)	特にない(15.9%)	施設・職場により指導者や先輩がいること(18.5%)	施設・職場により指導者や先輩がいること(24.4%)	通院等の保障があること(16.7%)	通院等の保障があること(21.5%)
第4位	周囲が自分を理解してくれること(14.7%)	勤務する時間や日数を調整できること(15.8%)	勤務する時間や日数を調整できること(12.5%)	通勤手段があること(22.2%)、同じ障がいを持つ仲間や介助者がいる職場があること(22.2%)	通勤手段があること(16.0%)	通勤手段があること(20.8%)
第5位	通勤手段があること(11.1%)	通勤手段があること(12.4%)	通院等の保障があること(12.0%)、賃金が妥当であること(12.0%)、同じ障がいをもつ仲間や介助者がいる職場があること(12.0%)	ジョブコーチ等職場に慣れるまで援助してくれる制度があること(17.8%)	障がいにあった仕事であること(15.4%)	賃金が妥当であること(20.1%)

※複数回答3つまで

2) 福祉サービスについて

①福祉サービスの利用状況

福祉サービスの利用状況については、今回調査の身体・知的・精神障がい者はともに「いずれも利用していない」（身体：41.3%、知的：28.9%、精神：54.2%）が最も多く、特に身体・精神障がい者では4～5割前後を占めています。

また、利用しているサービスでは、身体障がい者は「ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援」（10.9%）が、知的障がい者は「福祉施設への入所」（15.0%）が、精神障がい者は「生活自立のための訓練や支援」（7.6%）が最も多くなっています。

【福祉サービスの利用状況（上位5項目）】

	身体		知的		精神	
	前回調査(H18) [N=782]	今回調査(H23) [N=544]	前回調査(H18) [N=184]	今回調査(H23) [N=180]	前回調査(H18) [N=162]	今回調査(H23) [N=144]
第1位	いずれも利用していない(42.2%)	いずれも利用していない(41.3%)	いずれも利用していない(28.3%)	いずれも利用していない(28.9%)	いずれも利用していない(43.8%)	いずれも利用していない(54.2%)
第2位	通いで訓練等を受けるサービス(10.7%)	ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援(10.9%)	施設に短期間入所するサービス(15.8%)	福祉施設への入所(15.0%)	通いで訓練等を受けるサービス(14.8%)	生活自立のための訓練や支援(7.6%)
第3位	補装具の交付(9.7%)	補装具の交付(9.5%)	通いで訓練等を受けるサービス(15.2%)	通いで訓練等を受けるサービス(13.9%)	働くための訓練や働き続けるための支援(13.6%)	働くための訓練や働き続けるための支援(6.9%)
第4位	ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援(9.2%)	通いで訓練等を受けるサービス(6.5%)	福祉施設への入所(12.5%)	生活自立のための訓練や支援(12.8%)	生活自立のための訓練や支援(11.7%)	市役所や生活支援センター等の相談窓口(5.6%)、社会との交流を促進するための支援(5.6%)
第5位	住宅改修の助成(9.1%)	日常生活用具の給付(5.1%)	放課後や夏休み等の長期休暇中の児童生徒の預かり(8.2%)	施設に短期間入所するサービス(10.6%)	市役所や生活支援センター等の相談窓口(9.3%)、健康・体力づくり行事への参加のための支援(9.3%)	グループホームやケアホーム等での共同生活(4.2%)、健康・体力づくり行事への参加のための支援(4.2%)

※複数回答

②福祉サービスの利用意向

福祉サービスの利用意向について、今回調査の身体障がい者では「将来利用するかもしれないが、近いうちに利用するつもりはない」(20.7%)が、今回調査の精神障がい者では「利用したくない・必要ない・わからない」(22.2%)がそれぞれ2割を超えて最も多くなっています。また、利用したいサービスは、身体障がい者では「ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援」(14.0%)、精神障がい者では「働くための訓練や働き続けるための支援」(15.3%)が最も多くなっています。

今回調査の知的障がい者では「働くための訓練や働き続けるための支援」(23.3%)が最も多く、その割合も前回調査(14.7%)より8.6ポイント高くなっています。また、この他「生活自立のための訓練や支援」(22.2%)も2割を超えて多くなっています。

【福祉サービスの利用意向（上位5項目）】

	身体		知的		精神	
	前回調査(H18) [N=782]	今回調査(H23) [N=544]	前回調査(H18) [N=184]	今回調査(H23) [N=180]	前回調査(H18) [N=162]	今回調査(H23) [N=144]
第1位	将来利用するかもしれないが、近いうちに利用するつもりはない(23.0%)	将来利用するかもしれないが、近いうちに利用するつもりはない(20.7%)	通いで訓練等を受けるサービス(17.9%)、施設に短期間入所するサービス(17.9%)	働くための訓練や働き続けるための支援(23.3%)	働くための訓練や働き続けるための支援(23.5%)	利用したくない・必要ない・わからない(22.2%)
第2位	住宅改修の助成(15.9%)	ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援(14.0%)	生活自立のための訓練や支援(16.3%)	生活自立のための訓練や支援(22.2%)	生活自立のための訓練や支援(19.1%)	働くための訓練や働き続けるための支援(15.3%)、将来利用するかもしれないが、近いうちに利用するつもりはない(15.3%)
第3位	ホームヘルパー等による介護や日常生活への支援(12.3%)、補装具の交付(12.3%)	補装具の交付(9.9%)	働くための訓練や働き続けるための支援(14.7%)	市役所や生活支援センター等の相談窓口(15.0%)	利用したくない・必要ない・わからない(17.3%)	市役所や生活支援センター等の相談窓口(13.9%)
第4位	通いで訓練等を受けるサービス(11.4%)	利用したくない・必要ない・わからない(9.4%)	グループホームやケアホーム等での共同生活(12.0%)、市役所や生活支援センター等の相談窓口(12.0%)、利用したくない・必要ない・わからない(12.0%)	福祉施設への入所(12.8%)、グループホームやケアホーム等での共同生活(12.8%)	市役所や生活支援センター等の相談窓口(16.0%)	生活自立のための訓練や支援(13.2%)
第5位	日常生活用具の給付(9.8%)	住宅改修の助成(9.3%)	放課後や夏休み等の長期休暇中の児童生徒の預かり(10.3%)	施設に短期間入所するサービス(11.1%)	社会との交流を促進するための支援(14.2%)	健康・体力づくり行事への参加のための支援(12.5%)

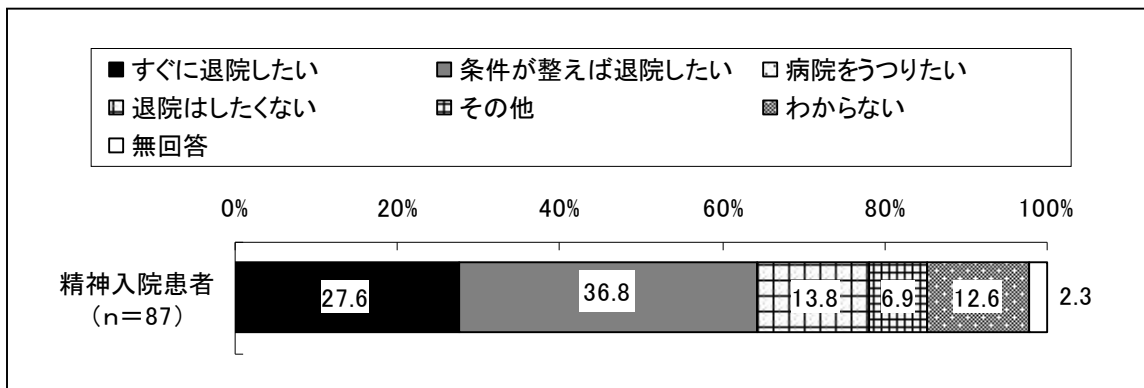
※複数回答

3) 精神科病院入院患者の状況

①退院に関する意向

精神科病院に入院している患者の退院に関する意向は、「条件を整えば退院したい」が4割弱(36.8%)を占めて最も多く、次いで「すぐに退院したい」(27.6%)、「病院をうつりたい」(13.8%)となっています。

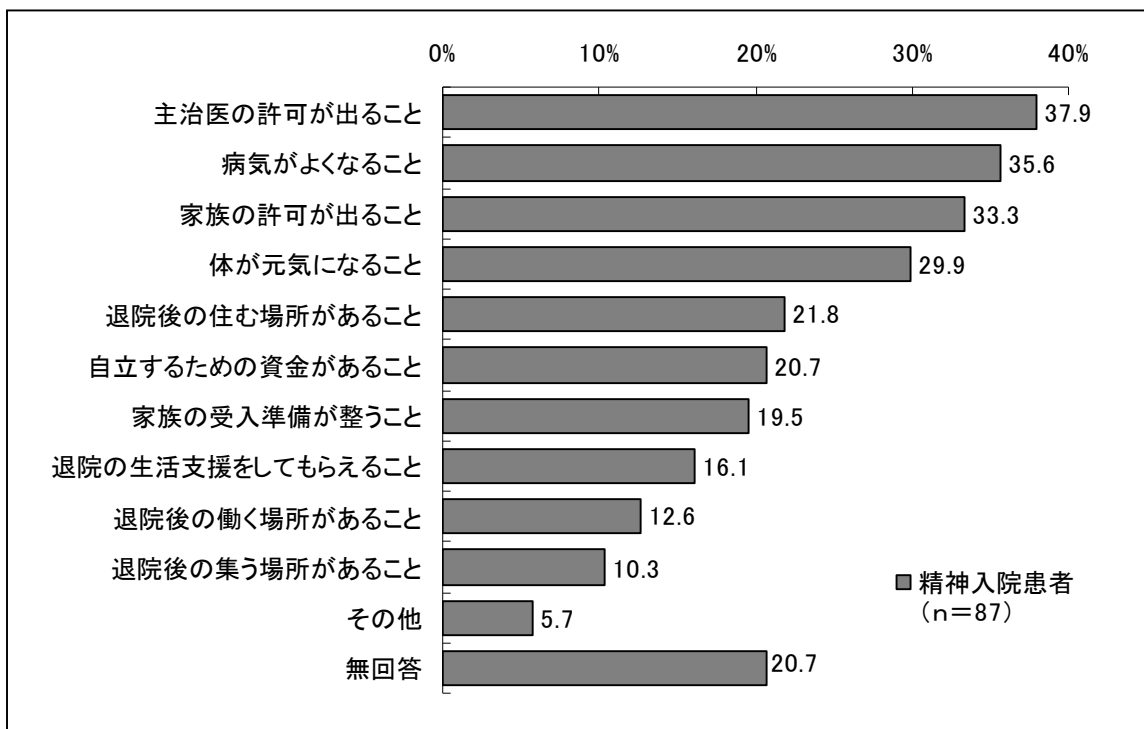
【退院に関する意向】



②退院するための条件

退院するための条件は、「主治医の許可が出ること」(37.9%)が最も多く、次いで「病気がよくなること」(35.6%)、「家族の許可が出ること」(33.3%)となっています。

【退院するための条件】

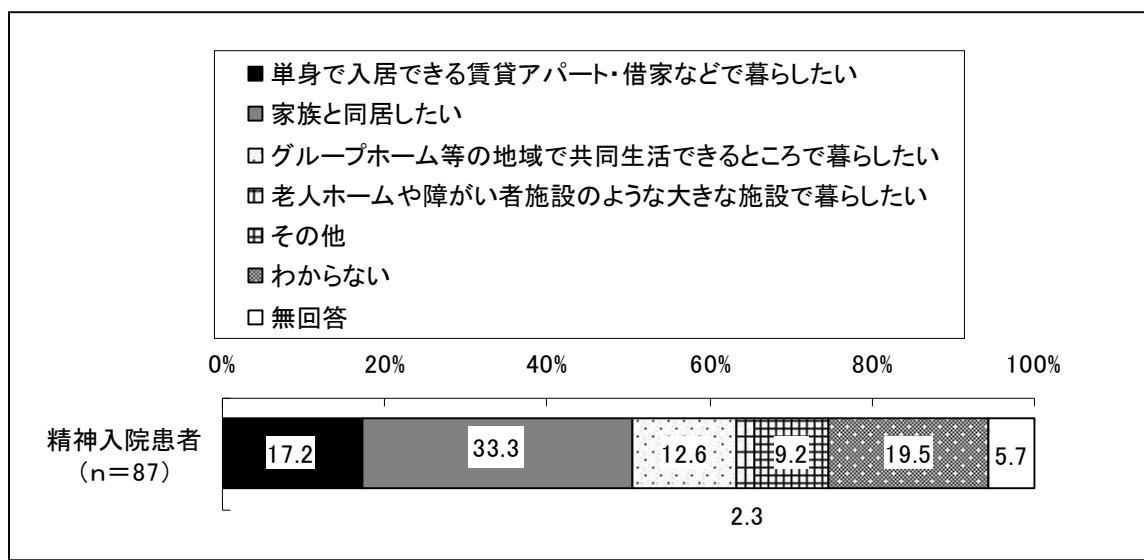


※複数回答

③退院後の暮らし方

退院後の暮らし方については、「家族と同居したい」が3割強（33.3%）で最も多く、次いで「わからない」（19.5%）、「単身で入居できる賃貸アパート・借家などで暮らしたい」（17.2%）となっています。

【退院後の暮らし方】



4) 福祉全般について

①障がい者福祉施策として充実すべきこと

障がい者福祉施策として行政（国・県・市）が充実すべきことは、今回調査の身体・知的・精神障がい者はともに「年金や手当等の充実」（身体：40.6%、知的：45.0%、精神：51.4%）が最も多く、次いで、身体・精神障がい者では「通院・治療のための医療費の助成」（身体：28.7%、精神：36.8%）、知的障がい者では「就労支援の充実」（32.2%）となっています。

また、知的障がい者は、今回調査では「地域で共同生活できる住まいの整備」（29.4%）や「入所できる福祉施設の充実」（23.3%）等の割合が前回調査に比べて高く、今回調査では2割を超えています。

【障がい者福祉施策として充実すべきこと（上位5項目）】

	身体		知的		精神	
	前回調査(H18) [N=782]	今回調査(H23) [N=544]	前回調査(H18) [N=184]	今回調査(H23) [N=180]	前回調査(H18) [N=162]	今回調査(H23) [N=144]
第1位	年金や手当等の充実(50.1%)	年金や手当等の充実(40.6%)	年金や手当等の充実(51.1%)	年金や手当等の充実(45.0%)	年金や手当等の充実(55.6%)	年金や手当等の充実(51.4%)
第2位	通院・治療のための医療費の助成(36.1%)	通院・治療のための医療費の助成(28.7%)	障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実(29.9%)	就労支援の充実(32.2%)	通院・治療のための医療費の助成(49.4%)	通院・治療のための医療費の助成(36.8%)
第3位	障がい者にやさしいまちづくりの推進(21.9%)	障がい者にやさしいまちづくりの推進(18.9%)	就労支援の充実(29.3%)	地域で共同生活できる住まいの整備(29.4%)	就労支援の充実(30.9%)	就労支援の充実(33.3%)
第4位	在宅生活を支えるための医療の充実(19.6%)	入所できる福祉施設の充実(15.9%)	障がい者への社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実(28.3%)	入所できる福祉施設の充実(23.3%)	障がい者への社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実(25.9%)	障がい者に対する理解を深めるための啓発や人権教育の充実(25.0%)
第5位	障がい者への社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実(16.1%)	機能回復訓練等リハビリテーションの充実(15.4%)	通院・治療のための医療費の助成(23.9%)	通院・治療のための医療費の助成(22.2%)	障がい者に対する情報提供や相談窓口の充実(21.6%)	障がい者にやさしいまちづくりの推進(20.8%)

※複数回答5つまで

第3章 計画の基本方針

1. 国の基本指針等を踏まえた対応

「市町村障害福祉計画」は国から示される「基本指針」に沿って計画を策定することとなっています。

第3期計画の基本指針については、平成26年度を目標年度とする数値目標及び各サービスの見込み量に関する基本的な考え方は変更しないが、平成23年7月に成立した改正障害者自立支援法等の関連法を踏まえて必要な見直しを行うこととなっています。

本市においても、第1・2期計画と同様に、国の基本指針やそれを踏まえた熊本県の方針等に基づき、数値目標等の設定を行います。

【第3期計画に関連する国の基本指針等の主な改正内容】

◆ 精神障がい者関係の数値目標の見直し

第1・2期で計画の数値目標として設定していた「退院可能精神障がい者の減少」という目標値については、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書（平成21年9月）において、現行の数値では客観的な分析・評価が難しく、別の客観的指標が必要である旨が提言されたこと等を踏まえ、第3期計画では、当該目標は設定しない。

◆ 改正障害者自立支援法等を踏まえたサービス見込み量の設定

計画に定め、国へ報告するサービス見込み量については、第1・2期計画から以下のサービスについて変更する。

- ① 新規に追加するサービス：同行援護、相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）
- ② 本計画上は計画策定義務がなくなるサービス：児童デイサービス

2. 平成26年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がい者の地域生活への移行を推進するための目標値です。

国の基本指針では、目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上を地域生活への移行者とするとともに、これに併せて平成26年度末時点の施設入所者数を平成17年10月1日時点から10%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市では、平成23年3月末時点で、すでに7名増加しており、国の目標である10%以上の削減は見込めないため、施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標を以下のとおり設定します。

目標の達成に向け、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、地域での生活を希望する人が、円滑に施設入所・入院から地域生活へ移行できるよう支援します。

【本計画期間中の数値目標】

項目	数値	考え方	
平成17年10月1日時点の入所者数	a	88人	平成17年10月1日時点の施設入所者数
平成26年度末の入所者数	b	88人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込み	a-b	0人 (0%)	差し引き減少見込み数 (国の目標：10%以上)
【目標値】地域生活移行者数		18人 (20%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数(国の目標：30%以上)

(注) この場合の「入所施設」とは、長期の入所が常態化している施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設[入所]、知的障害者授産施設[入所]、精神障害者入所授産施設）を指す。

【平成18年度以降の実績】

項目	数値	備考
地域移行者数	3人	平成18年度移行者数
	3人	平成19年度 //
	1人	平成20年度 //
	2人	平成21年度 //
	2人	平成22年度 //
	11人	平成18~22年度移行者数(計)
現入所者数	95人	平成23年3月末時点

※精神障害者入所授産施設の数値は含んでいません。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するための目標値です。

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 26 年度中に一般就労に移行する者の人数を、平成 17 年度の一般就労移行実績の 4 倍とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市の平成 17 年度の一般就労移行者はいませんでした。平成 19 年度以降、毎年 1～3 人程度が一般就労に移行できていることを鑑み、平成 26 年度の目標値を 4 人に設定します。

この目標の達成にむけ、就労移行支援事業等を推進し、一般就労への移行と定着の支援に努めます。

【本計画期間中の数値目標】

項目	数 値	考え方
平成 17 年度の一般就労移行者数	0 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 26 年度の一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標：平成 17 年度の 4 倍以上)

(注)「一般就労した(する)者」とは、一般に企業等に就職した者、在宅就労した者及び自ら起業した者を指す。

【平成 18 年度以降の実績】

項目	数 値	備考
一般就労移行者数	0 人	平成 18 年度移行者数
	1 人	平成 19 年度 //
	2 人	平成 20 年度 //
	3 人	平成 21 年度 //
	2 人	平成 22 年度 //
	8 人	平成 18～22 年度移行者数(計)

(3) 就労支援事業の推進

福祉施設利用者の一般就労への移行を推進するための目標値であり、第3期計画の基本指針において新たに設定されたものです。

国の基本指針では、就労移行支援事業と就労継続支援事業について、2つの数値目標が示されています。

就労移行支援事業については、平成26年度末における福祉施設の利用者の2割以上が就労移行支援事業を利用することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

就労継続支援事業については、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割がA型を利用することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市では、現在の就労移行支援の利用状況やサービス事業者の状況等を考慮し、就労移行支援事業・就労継続支援事業に関する数値目標を以下のとおり設定します。

これらの事業については、サービス事業者等と連携して、サービスの基盤整備と利用促進に努めます。

【本計画期間中の数値目標】

《就労移行支援の利用者数》

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	286人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労移行支援の利用者数	15人 (5.2%)	平成26年度末において就労移行支援を利用する者の数 (国の目標：福祉施設利用者の20%以上)

(注) 平成26年度末における「福祉施設」とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

《就労継続支援（A型）の利用者の割合》

項目	数値	考え方	
平成26年度末の就労継続支援（A型）の利用者数	a	17人	平成26年度末において就労継続支援（A型）を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）の利用者数		87人	平成26年度末において就労継続支援（B型）を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型+B型）の利用者数	b	104人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援（A型）の利用者の割合	a/b	16.3%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）を利用する者の割合 (国の目標：福祉施設利用者の30%)

第4章 施策の具体的内容

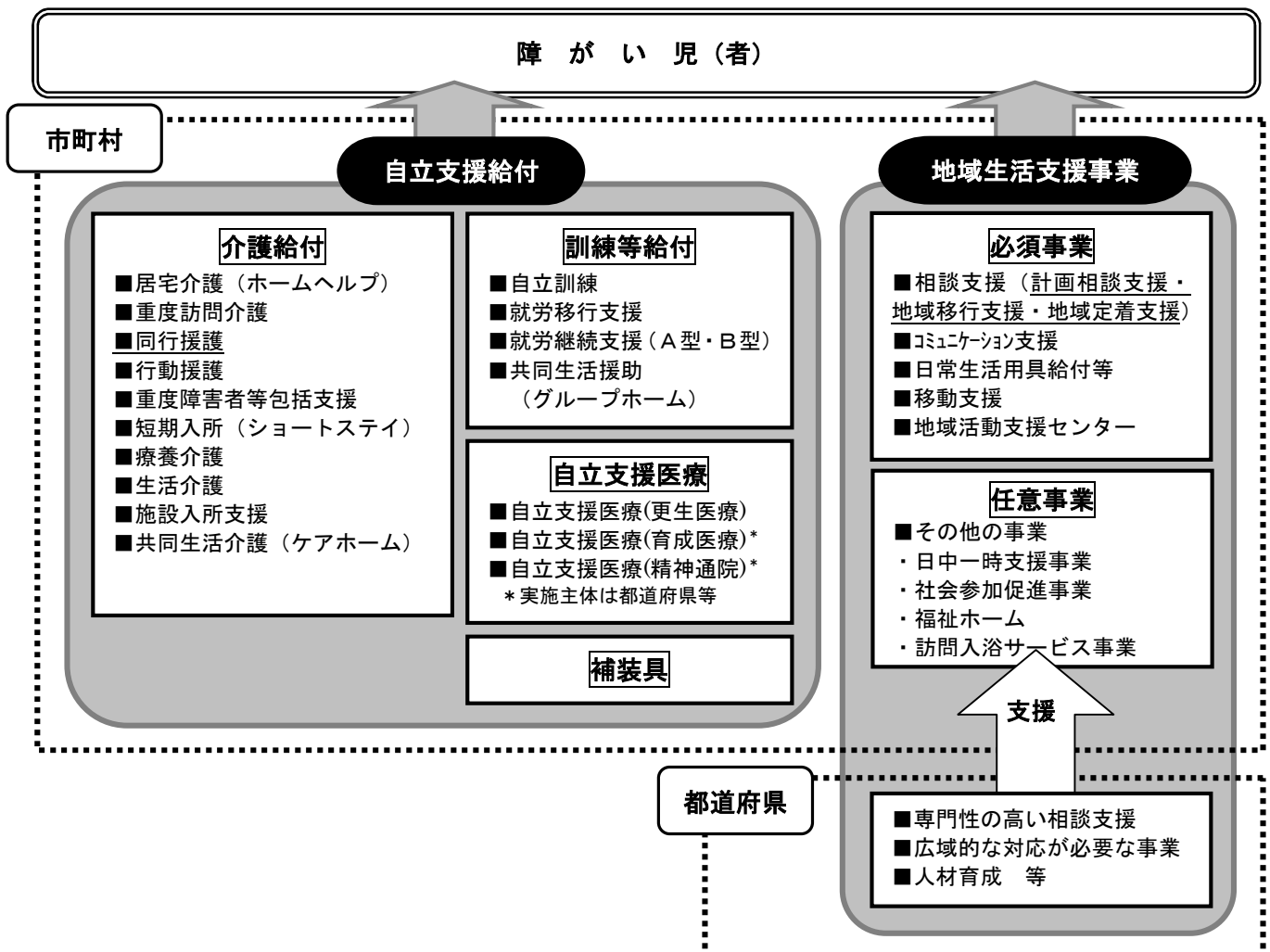
障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

更に、「自立支援給付」は、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」に分けられます。

また、「地域生活支援事業」のうち、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5事業は必須事業、それ以外の地域生活支援事業は任意事業となっています。

平成23年7月の改正法により、自立支援給付の中に「同行援護」が創設され、地域生活支援事業の「相談支援」については「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」が個別給付化されることになりました。

【障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等の概要】



1. 自立支援給付

(1) 介護給付について

全国一律で共通に提供される「自立支援給付」のうち、主に“介護”を目的とした支援を提供する「介護給付」についての事業内容は、下表のとおりです。

事業名		事業の内容
居宅介護（ホームヘルプ）	訪問	■ 自宅での入浴、排せつ、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物等の家事援助を行います。
重度訪問介護	訪問	■ 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護 【新】	訪問	■ 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
行動援護	訪問	■ 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	訪問	■ 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所（ショートステイ）	日中	■ 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	日中	■ 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	日中	■ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	居住	■ 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護（ケアホーム）	居住	■ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(注) 訪問：訪問系サービス、日中：日中活動系サービス、居住：居住系サービス

(2) 訓練等給付について

全国一律で共通に提供される「自立支援給付」のうち、主に“訓練”を目的とした支援を提供する「訓練等給付」についての事業内容は、下表のとおりです。

事業名		事業の内容
自立訓練（機能訓練）	日中	■自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	日中	■自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	日中	■就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援（A型）	日中	■一般企業等で雇用されることが困難な人のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な人に対して、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	日中	■年齢、心身の状態その他の事情により一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	居住	■地域で共同生活を営むのに支障のない人に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

（注）訪問：訪問系サービス、日中：日中活動系サービス、居住：居住系サービス

(3) 相談支援について

地域支援事業の相談支援については改正法により以下の3区分の事業が位置づけられました。

事業名	事業の内容
計画相談支援	■障がい福祉サービス等を利用する人について、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援【新】	■福祉施設等の入所者や精神科病院等に入院している人について、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助を行います。
地域定着支援【新】	■在宅で一人暮らしをしている人や同居家族による支援が受けられない人等について、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

(4) サービスの利用実績及び見込み量、その確保策

障がい福祉サービスと相談支援について、サービスごとに第2期計画期間における利用実績と第3期計画期間における見込み量、及びその確保策を以下のとおりとします。

なお、サービス量の見込みに際しては、国の指針等を参考にするとともに、これまでのサービス利用実績の伸び等、地域の実情に応じて算出しています。

1) 訪問系サービスについて

「居宅介護」については、第2期計画期間の実績の伸びが利用量・利用者数ともにおおむね対前年度比5%程度の伸びであったことを勘案して、今後も同程度での伸びを見込んでいます。

「重度訪問介護」については、第2期計画期間はいずれも見込み量を下回る実績となっておりますが、今後のニーズに対応するため以下のサービス必要量を見込んでいます。

「同行援護」は平成23年7月の改正法により創設されたサービスであり、平成23年10月からサービスが開始されています。視覚障がい者で移動に支援を要する人の人数等を勘案して、今後の利用者数を10～14人と見込みました。

「行動援護」については現状の利用者数が1人と少なく大幅な伸びも見込まれないことから、現状程度の利用を想定しています。

「重度障害者等包括支援」については、県内にサービス事業者がなく、サービス提供が難しい状況であるため、本計画期間中も利用量を見込まないこととしました。

今後も利用者のニーズに応えられるよう、事業者と連携しながら、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

また、ホームヘルパー等に対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
居宅介護	見込	1,150	70	1,350	80	1,550	90	1,255	74	1,360	78	1,470	82
		実績	1,009	63	1,091	67							
重度訪問介護	見込	450	5	550	6	650	7	210	3	280	4	350	5
		実績	312	4	276	4							
同行援護	時間／月	見込						200	12	215	13	230	14
		実績											
行動援護	見込	5	1	10	2	13	3	10	2	10	2	10	2
		実績	0	0	4	1							
重度障害者等包括支援	見込	0	0	200	1	200	1	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0	0							

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

2) 日中活動系サービスについて

「生活介護」については第 2 期計画期間中の利用者数の伸び等を勘案して、今後の利用者数を見込みました。利用量については、施設入所者による利用は一月当たり平均 22.5 日の利用とし、在宅で生活している人の利用は一月当たり平均 15 日の利用として見込みました。

「自立訓練（機能訓練）」と「自立訓練（生活訓練）」は、基本の利用期間が 2 年間とされているサービスであり、現状の利用者数が 5 人以下と少なく、大幅な伸びも見込まれないことから、現状程度の利用を想定しています。

「就労移行支援」も基本の利用期間が 2 年間とされているサービスであり、現在の利用状況等を勘案して平成 26 年度で 15 人の利用を見込みました。

「就労継続支援（A型・B型）」のうち、B型については、平成 24 年度より市内の地域活動支援センターにおいてサービス提供が開始される予定であることを勘案して、利用者増を見込みました。

「療養介護」については、平成 24 年度より重度心身障害児施設から移行した療養介護施設においてサービス提供が開始される予定であることを勘案して、利用者増を見込みました。

「短期入所」については、第 2 期計画期間の実績は横ばい傾向にあるものの、他の日中活動系サービスとの同一日の併給が原則できない等の制度上の利用しにくさが要因としてあげられることから、潜在的なニーズは高いと考え今後は緩やかな増加傾向にあると見込んでいます。

これらの日中活動系サービスについては、障がい者等が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス利用者と連携して、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数
生活介護	人日 /月	見込	1,200	72	1,520	88	2,560	140	3,010	153	3,080	157	3,150	161
		実績	908	55	1,200	71								
自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込	0	0	20	1	20	1	20	1	20	1	20	1
		実績	0	0	0	0								
自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込	100	8	100	8	220	14	65	5	65	5	65	5
		実績	66	5	50	4								
就労移行支援	人日 /月	見込	200	14	220	15	340	21	165	11	195	13	225	15
		実績	141	11	92	9								
就労継続支援 (A型)	人日 /月	見込	40	2	60	3	140	7	195	13	225	15	255	17
		実績	41	4	126	8								
就労継続支援 (B型)	人日 /月	見込	380	20	480	25	900	46	1,155	77	1,230	82	1,305	87
		実績	353	30	433	37								
療養介護	人	見込		3		4		5		17		18		19
		実績		3		4								
短期入所	人日 /月	見込	130	38	140	42	150	46	160	53	170	57	180	61
		実績	116	41	142	45								

※「人日/月」＝「月間の利用人員」×「ひとり一月当たりの平均利用日数」

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

3) 居住系サービスについて

「共同生活援助」「共同生活介護」「施設入所支援」については、利用が増加傾向にあることを勘案して利用増を見込んでいます。

これらの居住系サービスについては、地域における居住の場としての役割を果たすため、整備が促進されるよう関係機関に働きかけます。また、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。さらに、職員に対する講座・講習等への受講を奨励し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	32	34	55	33	36	39
		実績	24	28				
共同生活介護 (ケアホーム)		見込	12	14	35	21	23	25
		実績	8	15				
施設入所支援		見込	22	34	75	95	91	88
		実績	17	27				

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

4) 相談支援について

相談支援については、平成23年7月の改正法により、「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」に区分されました。

「計画相談支援」については、原則として3年間ですべての障がい福祉サービス利用者について支援を行うことが基準とされていることから、今後の障がい福祉サービス利用者数の勘案して、大幅な利用増を見込んでいます。

「地域移行支援」「地域定着支援」については各年度とも1人ずつの利用として見込んでいます。

法改正により相談支援の内容も拡充されたことから、対応できるサービス事業者を確保しながら、画期間において必要とされるサービス量の確保を図ります。

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別		単位		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
				利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
相談支援	計画相談支援	人 /月	見込	10	12	15	20	34	50
			実績	6	7				
	地域移行支援	人 /月	見込				1	1	1
			実績						
	地域定着支援	人 /月	見込				1	1	1
			実績						

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

2. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

障がい者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう本市の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者の福祉の増進を図ります。

「地域生活支援事業」のうち本市が必ず実施しなければならない「必須事業」についての事業内容及び実施に関する考え方は下表のとおりです。

事業名	事業の内容
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。 ■身体障がいを1箇所（たまきな荘）、知的障がいを2箇所（長浦通勤寮・精粹園）、精神障がいを1箇所（ふれあい）、有明圏域を単位として委託により実施しています。 ■また、これらの相談支援事業をより身近で有効に活用してもらうため、巡回による定期相談を3障がい（身体・知的・精神）合同で開催します。 ■基幹相談支援センターを圏域で設置し、相談支援体制の構築を図ります。 ■精神障がい者の退院促進及び施設入所者の地域移行等を支援するため、住宅入居等支援事業を実施するよう努めます。
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度利用支援事業を実施します。
コミュニケーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣及び市庁舎への配置を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活の便宜を図るため重度障がい者に厚生労働省告示に定める要件を満たす6種の用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援（ガイドヘルパーの派遣）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

事業名	事業の内容
地域活動支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。 ■市内2箇所（荒尾市ふれあい福祉センター・荒尾きぼうの家）で補助事業として実施しています。市外（玉名市：ふれあい、大牟田市：潮・あじさい）3箇所に委託しています。

（2）任意事業

「地域生活支援事業」のうち本市が独自で実施する「任意事業」についての事業内容及び実施に関する考え方は下表のとおりです。

事業名	事業の内容
日中一時支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 ■文字による情報入手が困難な障がい者のために、朗読サークルによる声の広報を発行しています。
福祉ホーム事業	<ul style="list-style-type: none"> ■現に住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(3) サービスの利用実績及び見込み量

地域生活支援事業については、全体的には緩やかな増加を見込んでいます。

しかしながら、相談支援事業における地域自立支援協議会を中心として、本市の特性や利用者のニーズを的確に把握し、社会資源の開発・改善、又見直しを行ってまいります。

1) 必須事業について

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		見込						
		実績						
必須事業	① 相談支援事業 ア 障害者相談支援事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
			4	4				
	イ 基幹相談支援センター					1	1	1
	② 市町村相談支援機能強化事業		0	0	0	0	0	0
			0	0				
	③ 住宅入居等支援事業		0	0	1	0	0	0
			0	0				
	(2) 成年後見制度利用支援事業	利用者数	1	1	1	1	2	3
			0	0				
(3) コミュニケーション支援事業	① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	20	22	24	22	23	24
			18	20				
	② 手話通訳者設置事業					2	2	2
		箇所数	1	2				

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

サービス種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		見込						
		実績						
(4)日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具 件数	3	4	5	3	3	3	
		2	2					
	②自立生活支援用具 件数	10	11	12	15	15	15	
		18	21					
	③在宅療養等支援用具 件数	8	9	10	10	10	10	
		6	4					
	④情報・意思疎通支援用具 件数	9	10	11	12	12	12	
		22	58					
	⑤排泄管理支援用具 件数	1,282	1,402	1,522	1,200	1,200	1,200	
		1,056	1,104					
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) 件数	5	5	5	5	5	5	
		4	1					
	(5)移動支援事業	利用者数	25	27	30	12	14	16
			24	20				
延時間数		2,500	2,700	3,000	1,200	1,400	1,600	
		2,262	2,123					
(6)地域活動支援センター事業	①地域活動支援センターⅠ型 箇所数	3	3	3	3	3	3	
		3	3					
	<市外のセンターのみ> 利用者数	30	30	30	40	42	44	
		32	36					
	②地域活動支援センターⅡ型 箇所数	0	0	0	1	1	1	
		0	0					
	<市外のセンターのみ> 利用者数	0	0	0	2	2	2	
		0	0					
	③地域活動支援センターⅢ型 箇所数	2	2	2	1	1	1	
		2	2					
<市内のセンターのみ> 利用者数	40	40	40	15	18	21		
	24	25						

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

2) その他の事業について

【サービスの利用実績及び見込み量】

サービス種別	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		見込					
		実績					
(1)日中一時支援事業	箇所数	10	10	10	10	10	10
		10	10				
	利用者数	80	90	100	70	75	80
		69	69				
(2)社会参加促進事業	①自動車運転免許取得・改造助成事業 件数	5	5	5	5	5	5
		6	3				
	②点字・声の広報等発行事業 箇所数	1	1	1	1	1	1
		1	1				
(3)福祉ホーム事業	箇所数	1	1	1	2	2	2
		1	1				
	利用者数	1	1	1	2	2	2
		1	1				
(4)訪問入浴サービス事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
		1	1				
	利用者数	2	3	3	2	2	2
		2	1				

※平成23年度の実績は、平成23年4月から12月までの実績を基にした予測値になります。

第 5 章 障がい者福祉施策全般に関する取り組みの推進

本計画は、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込み量やその確保策のみを定める計画です（第 1 章-2. 計画の位置づけ 参照）。

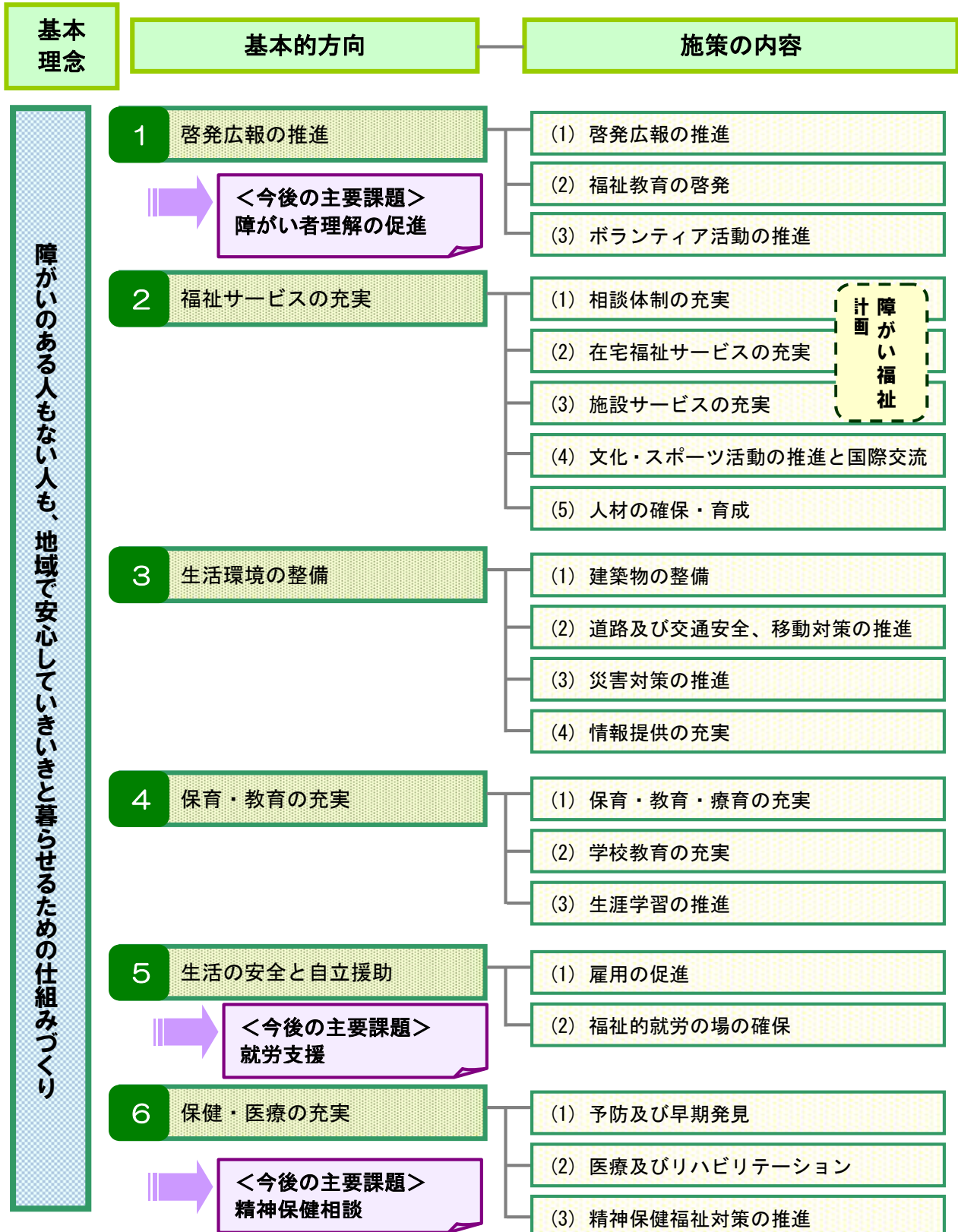
福祉サービス以外の障がい者福祉全般に関わる施策の方針については、障害者基本法に基づく「荒尾市障がい者計画」において定めており、当該計画に基づき各種施策の推進を図ることとしています。

なお、本計画策定の過程で実施した各種アンケート調査や関係団体等との意見交換の結果等から、障がい者福祉施策全般に関わる課題も把握できたことから、それらを踏まえて、今後の「荒尾市障がい者計画」推進上の課題と重点的に取り組むべき事項を次のとおり整理しました。

1. 「荒尾市障がい者計画」の概要

平成 20 年度に策定した「荒尾市障がい者計画」の体系は以下のとおりです。

今後、「荒尾市障がい者計画」を推進する上で重要と思われる主な課題について、＜今後の主要課題＞として、3 点整理しました。これらの課題について、事項に示す方針により、関連施策の積極的な推進を図ります。



2. 「荒尾市障がい者計画」に関わる主要課題と 取り組み方針

(1) 障がい者理解を促進するための啓発や教育の充実

「荒尾市障がい者計画」は、基本理念として「障がいのある人もない人も、地域で安心していきいきと暮らせるための仕組みづくり」を掲げています。この基本理念にあるとおり、障がい者が地域で安心していきいきと暮らすためには、その前提として、周囲の理解が不可欠です。

今回実施したアンケート調査結果でも今後充実すべき施策として「障がい者理解のための啓発や人権教育の充実」「障がい者にやさしいまちづくりの推進」が身体障がい者や精神障がい者等で上位にあがっています。

このため、今後は、障がいに関する講演会や学習会、障がい者との交流会等の啓発活動事業や、学校等での福祉教育・人権教育をより一層充実し、障がいに対する理解促進を図ります。

(2) 就労支援の充実

障がい者が地域で自立して生活するためには、就労は重要な要素です。

本市でもサービス事業者と連携して、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の関連サービスの推進等をはじめとした就労支援に取り組んでいますが、一般就労への移行は非常に厳しい状況にあります。アンケート調査をみると、特に知的障がい者や精神障がい者で、今後充実すべき施策として「就労支援の充実」を望む人が多くなっています。また、障がい者の就労に必要なこととして「周囲の理解」や「障がいにあった仕事」が求められています。

このような障がい者の就労ニーズを踏まえて、一人でも多くの障がい者が一般就労できるよう、市内における障がい者雇用の実態を把握しながら企業・事業所等に障がい者雇用に対する理解促進を図り、雇用の拡大に努めます。

(3) 精神保健に関する相談窓口の充実

近年、本市においても精神障がい者が増加傾向にあり、自立支援医療（精神通院医療）利用者は平成22年以降、700人を超えています。

精神的なストレスによる「うつ病」等の精神疾患の増加は、本市だけではなく全国的な課題であり、このような現状を踏まえて、国は、精神疾患を、がん・脳卒中・心臓病・糖尿病と並ぶ「5大疾病」と位置づけ、今後、重点的に対策を推進することとしています。

本市においてもこのような国の方針を踏まえて、うつ病予防等をはじめとした心の健康づくりを推進していくことが必要ですが、現状では市内に気軽に精神保健に関する相談をできる場所がない状況です。このため、地域の関係機関等とも連携しながら、精神保健に関する相談窓口の充実に努めます。

2. 荒尾市障害福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和45年法律第84号）の理念を踏まえ、本市における障害福祉計画を策定するに当たり広く意見を聴取するため、荒尾市障害福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、欠員を生じた場合に補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、その議長になる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第49号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

3. 荒尾市障害福祉計画検討委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	団 体 ・ 機 関	役 職 名 等	氏 名
1	荒尾市医師会	副 会 長	南 九 萬
2	熊本県有明保健所	所 長	池田 洋一郎
3	荒尾警察署	総 務 課 長	池田 慶一
4	荒尾消防署	課 長	原賀 伸一郎
5	荒尾市小中学校校長会	会 長	永尾 則行
6	県立荒尾養護学校	教 頭	中山 龍也
7	玉名公共職業安定所	統括職業指導官	甲斐 富美代
8	荒尾市社会福祉協議会	事 務 局 長	◎井上 教一
9	荒尾市民生・児童委員協議会	会 長	古閑 義人
10	荒尾市保育協議会	シオン保育所主任保育士	細江 貴代美
11	荒尾市身体障害者福祉協会連合会	会 長	斎 浩史
12	荒尾市手をつなぐ育成会	理 事	川田代 スミ子
13	荒尾・長洲地域精神障害者家族会	会 長	出山 力三
14	荒尾市ボランティア連絡協議会	委 員	下津 文生
15	九州看護福祉大学	教 授	佐藤 林正
16	有働病院	精神保健福祉相談課 相談役	池田 佳寿子
17	荒尾こころの郷病院	精神保健福祉士	今林 恵介
18	荒尾市社会福祉事業団	常 務 理 事	○川口 雅明
19	花梨の家	副 理 事 長	西山 直
20	荒尾きぼうの家	所 長	上田 徹
21	たまきな荘	生 活 相 談 員	河口 嘉孝
22	荒尾市	福 祉 事 務 所 長	田上 稔

荒尾市障がい福祉計画

平成24年度～平成26年度（第3期）

発行 荒尾市
〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地
TEL 0968-63-1406（担当：福祉課）

発行年月 平成24年3月
